

仕 様 書

1 業務名称

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催ローイング競技交通警備業務委託

2 業務目的

本仕様書は、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催ローイング競技において、専門資格を有する警備員への交通警備業務の委託により、安全かつ円滑な大会運営が遂行されることを目的とする。

実施種目	競技日程	競技会場
ローイング（ボート）	令和8年9月10日から 令和8年9月13日まで	むつ市大湊特設ローイング場

3 履行期間

契約締結日から令和8年9月25日（金）までとする。

（業務準備および報告書作成期間を含む）

4 業務場所および業務実施期間・日時および業務場所における配置箇所・人員

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の指定する場所

※ 別紙「警備員配置計画」、「警備員配置図」のとおり。

5 業務内容

(1) 交通誘導警備業務

ア 一般観覧者用の駐車場、シャトルバスの発着場、競技会場出入口及びその周辺における
通交車両の整理・誘導

イ 一般観覧者用の駐車場、シャトルバスの発着場、競技会場出入口及びその周辺における
歩行者の整理・誘導

ウ 一般観覧者用の駐車場、シャトルバスの発着場、競技会場出入口等の周辺の違法駐車・
停車、迷惑駐車、迷惑行為の防止

エ アからウまでの業務に係る青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部競技会場
部係員（以下「実施本部員」という。）及び輸送実施業務受託業者との連携

オ 駐車場並びにその周辺における交通状況の情報収集及び実施本部員への情報提供

カ その他車両等の整理・誘導・通行管理に伴う業務

(2) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

- ア 配置する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）及び関係法令に定められた教育訓練を受け、警備業に必要な資格を有した者であること。
- イ 配置する警備員は、労働災害保険、賠償責任保険等、業務上必要な保険に加入すること。

7 提出書類

(1) 契約締結前に提出するもの

ア 警備契約内容書（法第19条第1項による書面）

(2) 契約締結後に提出するもの

ア 警備契約報告書（法第19条第2項による書面）

イ 契約金額内訳明細書（時間延長時の単価とするため。）

ウ 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図等）

エ 配置する警備員の名簿

オ 加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し

カ 組織及び緊急時体制図

(3) 競技における業務完了後に提出するもの

ア 警備業務日誌（受託者が通常業務で使用している様式）

イ 業務完了報告書

ウ 事故発生報告書（事故処理後、速やかに提出すること。）

エ その他発注者が指示する書類

8 適用

- (1) 範囲 本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記のない事項で業務遂行上必要な事項は、発注者と協議の上、誠実に履行すること。
- (2) 疑義 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議し業務を遂行すること。

9 法令、条例等の遵守

- (1) 本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。
- (2) 異常事態発生の場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難・破壊行為等の場合は警察署へ連絡し、併せて別に発注者で定める責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

10 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

11 再委託の制限

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委任、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委任、または請け負わせる場合は、事前に書面にて発注者へ報告し、承認を受けること。

12 その他留意事項

- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。
- (2) 警備員は、身なり、言動に注意し、大会関係者及び一般観覧者等に対応すること。
- (3) 警備員は、法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。また、大会運営で発注者が必要と判断した識別用品を着用すること。
- (4) 配置場所までの警備員の交通手段の手配は、受託者が行うこと。なお、車で乗り入れする場合は、可能な限り相乗等の措置を講ずること。
- (5) 受託者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (6) 別紙「警備員配置計画」のとおり、配置人数は労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理および食事等の手配については、受託者側で実施すること。
- (7) 「警備員配置計画」に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- (8) 業務日ごとの終了時刻は、競技終了時間の延長等により変更する場合があるため、発注者の指示によるものとする。
- (9) 「警備員配置計画」及び「警備員配置図」については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。
- (10) 「警備員配置図」の看板、輸送管理要員、競技会係員の配置は、今後の状況に合わせ変更があるので、発注者は変更の都度、受注者に共有する。
- (11) 警備員数および業務場所等業務内容に変更が生ずる場合または業務開始時間前に中止が決定した場合については、その費用も含め別途協議するものとする。
- (12) 競技の終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。
- (13) 受託者は、本業務を実施するにあたって警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が賠償すること。
また、損害賠償に備えて、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受けること。
- (14) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- (15) 受託者は、発注者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。
- (16) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。
- (17) 本仕様書、契約書等に定めのない事項については、その都度協議し処理するものとする。